

秋田県条例第二十三号

秋田県調理師免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県調理師免許等手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「六千円」を「六千四百円」に改める。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（手数料の納付先）

第三条 法第三条の第二項の規定により知事が調理師試験の実施に関する事務を行わせることとした者（以下この条において「指定試験機関」という。）が行う調理師試験の受験の受験をする者は、前条第二号の手数を指定試験機関に納めなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。